

## 森町空家住宅等除却費補助金交付要綱

平成30年5月15日

告示第55号

### (目的)

第1条 この要綱は、町内における特定空家等の除却に要する費用の一部を補助することにより、町民の生活環境の保全を図り、安全安心のまちづくりに寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等で、概ね1年以上居住その他の使用実績がないものをいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する空家等をいう。
- (3) 解体事業者等 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条に基づく登録を受けている者であつて、町内に本店、支店若しくは営業所を置く事業者又は町内に住所を有する個人の事業者をいう。
- (4) 森町空家等対策計画 法第6条に規定する空家等対策計画をいう。
- (5) 特定空家等の認定 森町空家等対策計画に基づく3次調査に該当する空家をいう。
- (6) 不良度認定 森町空家等対策計画に基づく3次調査 A-1による不良度の測定基準による評点100点以上の空家をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 特定空家等の所有者又は所有権を有する者が複数人いる場合にあっては、その全員の同意を得られた者
- (2) 特定空家等の相続権を有する者又は相続権を有する者が複数人いる場合にあっては、その全員の同意を得られた者
- (3) 町民税及び、対象空家の固定資産税の滞納がない者

2 前項にかかわらず、町長が前項に規定した者と同等であると認める者

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象空家等を除却し、更地にする工事(他の公的な制度による補助対象又は公共事業等の移転補償対象となっていないものに限る。)であつて解体事業者等に請け負わせるものとする。ただし、立木又は家財等動産の処分は補助事業に含めないものとする。

2 補助事業は、第8条の規定による補助金の交付申請日の属する年度の1月末日

までに完了するものとする。

(補助対象空家等)

第5条 補助事業の対象となる空家等は、町が行う調査による特定空家等の認定かつ、不良度認定されたものをいい、次の各号に定めるところによる。ただし、法第14条第2項に規定する勧告を受けたものを除く。

- (1) 主たる用途が専用住宅又は併用住宅のうち延べ面積の2分の1以上を居住の用に供している一戸建て住宅又は長屋住宅
- (2) 前号以外の建築物。ただし、国庫補助金等の内容により、除却後の跡地を10年間、地域活性化のための計画的利用(駐車場・地域広場・堆雪場等)に供されるものがある(この場合、除却後に看板を設置し、その旨を公示しなければならない)
- (3) 前2号に規定する建築物でアスベスト調査の結果、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)第10条の2に定める特定建築材料で吹付け石綿(レベル1)、石綿含有の保温材、断熱材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有の仕上塗材(レベル3)が含まれているもの

2 前項に規定する空家等のうち、不良度認定に該当しないもの

(補助金の交付額)

第6条 前条第1項に規定する補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

- (1) 補助事業に要する費用に5分の4を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (2) 国土交通大臣が定める標準除却費のうちの除却工事費に5分の4を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)
- (3) 600,000円

2 前条第2項に規定する補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

- (1) 補助事業に要する費用に5分の2を乗じて得た金額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (2) 国土交通大臣が定める標準除却費のうちの除却工事費に5分の2を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)
- (3) 300,000円

3 前条第3号に規定する補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

- (1) 第1項第1号及び第2号に規定する額
- (2) 1,100,000円

(事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次条の申請の前に、森町空家住宅等除却費補助事業空家等事前調査申出書(様式第1号)に

次に掲げる書類を添えて、町長へ提出し事前調査を申し出なければならない。ただし、既に町長が申請に係る空家等を特定空家等として認定し、かつ、補助対象空家等に該当している場合は、この限りでない。

(1) 補助対象空家等の登記事項証明書又は、固定資産評価証明書及び登録事項証明書

(2) 補助対象空家等の位置図、配置図、各階平面図及び2面以上の全景写真

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、空家の不良度等の現地調査を行い、補助対象空家等に該当するか否かについて判断するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、森町空家住宅等除却費補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

(1) 実施計画書(様式第3号)

(2) 住民票

(3) 納税証明書

(4) 解体事業者等の要件を満たすことを証する書類

(5) 補助事業に要する費用の見積書の写し

(6) 申請者以外に所有権を有する者又は相続権を有する者が複数人いる場合にあつては、その全員の同意書

(7) 補助対象空家等に所有権以外の権利が設定されている場合は権利者の同意書

(8) 補助対象空家等が第5条第1項第2号のただし書に該当する場合は、跡地利用の誓約書

(9) アスベストが含まれる場合、アスベストに関する分析調査結果報告書。ただし、交付決定後にアスベストの含有があきらかになったものは、必要に応じて変更申請を行うものとする。

(10) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、森町空家住宅等除却費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、その理由を付して森町空家住宅等除却費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付すると決定する場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付について条件を付し、又は補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助事業の着手)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条第1項の規定による通知を受けた日以降に、補助事業に係る工事の契約を締結

し、着手しなければならない。

(補助金の変更申請)

第11条 交付決定者は、補助事業に係る工事の内容若しくは工事費等を変更又は中止しようとするときは、森町空家住宅等除却費補助事業変更(中止)申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

- (1) 実施変更計画書(様式第3号)
- (2) 変更内容に係る第8条に規定する書類
- (3) その他町長が必要とする認める書類

(補助金の変更決定等)

第12条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付決定変更の可否を審査し承認したときは森町空家住宅等除却費補助金変更(中止)決定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による承認をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付し、又は申請に係る事項について修正を加えて通知することができる。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日以内に、森町空家住宅等除却費補助事業完了実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事写真(施工前及び施工後)
- (3) 建築物石綿含有建材調査者等指定通知書(様式第8号の1)
- (4) 建築物等の解体工事におけるアスベスト含有建材チェックリスト(様式第8号の2)
- (5) アスベストに関する分析調査結果報告書(JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に基づく分析調査で、アスベストを重量で0.1%を超えて含有することが分かるもの)
- (6) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類審査及び必要に応じて完了検査等を行い、当該報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、森町空家住宅等除却費補助金交付額確定通知書(様式第9号)により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な是正措置を命じ、是正の措置がなさ

れたことを確認した後、前項に規定する補助金の額の確定及び通知をするものとする。

(補助金の請求)

第15条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定後、森町空家住宅等除却費補助金交付請求書(様式第10号)により補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく町長の措置に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段等により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他町長が特に必要と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第17条 町長は、補助金の交付の決定を取消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 町長は、前条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合は、森町空家住宅等除却費補助金交付決定取消通知書(兼)補助金返還命令書(様式第11号)により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(理由の提示)

第18条 第16条の規定により補助金交付決定の取消しをするときは、交付決定者に対してその理由を示すものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年5月15日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

森町長 様

申出者 住所  
氏名 印  
電話番号

森町空家住宅等除却費補助事業 空家等事前調査申出書

標記について、森町空家住宅等除却費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助申請に先立ち、空家等の事前調査を申し出ます。

記

- 1 空家等の所在地 森町
- 2 空家等の状況 建築年月 年 月  
構造・階数  
延べ床面積 m<sup>2</sup>  
用途  
空家状態である年数 年
- 3 添付書類 位置図 配置図 平面図 2面以上の全景写真  
登記事項証明書

様式第2号（第8条関係）

森町空家住宅等除却費補助金交付申請書

年 月 日

森町長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

森町空家住宅等除却費補助金の交付を受けたいので、森町空家住宅等除却費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、森町が必要な場合は、誓約事項について森警察署へ照会することや、本誓約事項が森町から森警察署に提供されることについて承諾します。

また、この様式に記載された個人情報及び照会で確認された情報は、補助金交付の目的を達成するため及び今後、私が森町と行う他の契約における確認等に利用することに同意します。

記

- 1 補助対象空家等の所在地
- 2 除却工事の着手予定年月日 年 月 日
- 3 除却工事の完了予定年月日 年 月 日
- 4 補助対象経費 円
- 5 補助金交付申請額 円

(裏面)

【添付書類】

- (1) 実施計画書
- (2) 住民票
- (3) 納税証明書
- (4) 解体事業者等の要件を満たすことを証する書類
- (5) 補助事業に要する費用の見積書の写し
- (6) 申請者以外に所有権を有する者又は相続権を有する者が複数人いる場合にあっては、その全員の同意書
- (7) 補助対象空家等に所有権以外の権利が設定されている場合は権利者の同意書
- (8) 補助対象空家等が第5条第1項第2号に該当する場合は、跡地利用の誓約書
- (9) その他町長が必要と認める書類

誓 約 事 項

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 2 上記1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではありません。
- 3 暴力団員及び暴力団関係事業者から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、森町への報告及び森警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行います。また、下請負人等が暴力団員及び暴力団関係事業者から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導します。
- 4 この誓約に事実と相違することが判明した場合は、この契約が解除等のいかなる措置を受けても異議の申し立てをしません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。



様式第3号（第8条、第11条関係）

実 施 （ 変 更 ） 計 画 書

事業者

住 所	〒 茅部郡森町字	担 当 者	(ﾌｶﾞﾀ)
(ﾌｶﾞﾀ)			氏 名
名 称			電話番号
資 格	(業 種)	(番 号)	( - ) 渡 第 号

補助対象空家の概要

所在地	茅部郡森町字		
建物用途			
構 造	木 造 (一部	造)	延べ面積 m <sup>2</sup>
階 数	・地上	階	・地下
		階	対象面積 m <sup>2</sup>

工事費内訳等

(計画の変更をするときは、当初費用を上段( )書きで表示すること。)

工 事 の 種 別	<input type="checkbox"/> 除 却 工 事		
補 助 対 象	円	補 助 対 象 外	円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
調 整	円	調 整	円
諸 経 費 等	円	諸 経 費 等	円
消 費 税 等 相 当 額	円	消 費 税 等 相 当 額	円
計 A	円	計 B	円
工 事 費 (A+B)	C		円
工 事 期 間 ( 予 定 )	(着手)	年 月 日	(完了) 年 月 日

交付申請額の算出

	補助対象額 D=A	補助率 E	交付申請基礎額 F=D*E	補助限度額 G	交付申請額 FとGの少ない額
当 初	円	4/5	円	500,000 円	円
変 更	円		円	円	円
増 減	円		円	円	円

※Fの額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

様式第4号(第9条関係)

様式第5号（第9条関係）

森町空家住宅等除却費補助金不交付決定通知書

第 年 月 日  
様

森町長 印

年 月 日付けで申請のありました森町空家住宅等除却費補助金について、次の理由により補助金を交付しないことと決定しましたので、森町空家住宅等除却費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

（理由）

様式第6号（第11条関係）

森町空家住宅等除却費補助事業変更（中止）申請書

年 月 日

森町長 様

交付決定者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け第 号で森町空家住宅等除却費補助金の交付決定を受けましたが、下記のとおりその内容等を変更（中止）したいので、森町空家住宅等除却費補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

1 変更（中止）内容

	変更前	変更後
補助対象経費	円	円
補助金交付額	円	円
工事の内容等		

2 変更（中止）理由

様式第7号（第12条関係）

森町空家住宅等除却費補助金交付変更（中止）決定通知書

第 年 月 日  
様

森町長 印

年 月 日付け申請の森町空家住宅等除却費補助事業変更（中止）について、下記のとおり決定しましたので、森町空家住宅等除却費補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

1 変更後補助金交付決定額 円

様式第8号（第13条関係）

森町空家住宅等除却費補助事業完了実績報告書

年 月 日

森町長 様

交付決定者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた森町空家住宅等除却費補助事業は、下記のとおり完了したので、森町空家住宅等除却費補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 着手年月日 年 月 日
- 3 完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 工事請負契約書の写し
  - (2) 工事写真(施工前及び施工後)
  - (3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
  - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第8号の1（第13条関係）

建築物石綿含有建材調査者等指定通知書

年 月 日

森町長 様

受注者 住 所  
会社名

㊞

工 事 名

上記工事に係る石綿建材調査者等を次のとおり定めたので通知します。

区 分	氏 名	備 考
特定建築物石綿含有建材調査者講習登録者		
一般建築物石綿含有建材調査者講習登録者		
一戸建て建築物石綿含有建材調査者講習登録者		

注 この通知書には、調査者等の講習等の終了証明書の写しを添付すること。

様式第8号の2(第13条関係)

建築物等の解体工事におけるアスベスト含有建材チェックリスト

(第一面)

年 月 日

森町長

様

提出者  
住 所  
氏 名  
電話番号

1. 解体する建築物等の概要

所在地			
主要用途		規模 延べ面積	m <sup>2</sup> ( 階建)
着手予定年月日	年 月 日		

2. 吹き付けアスベスト等の有無 (該当するものに○印を付けて下さい。)

アスベスト含有吹き付け材の有無 (レベル1)	あり	なし
アスベスト含有保温材・耐火被覆材・断熱材の有無 (レベル2)	あり	なし

※本届出をした場合であっても、吹き付けアスベスト等を除去する場合等、大気汚染防止法第2条第12項の規定による特定粉じん排出等作業に該当する場合は、同法18条の15に基づく「特定粉じん排出等作業実施届」が別途必要になりますので注意して下さい。

3. アスベスト含有成形板等 (該当するものに○印を付けて下さい。)

アスベスト含有成形板等の有無 (レベル3)		あり	なし
※「アスベスト含有成形板等」とは、レベル1やレベル2に該当しない、成形板等のアスベスト含有建材を指します。どのような建材に含まれており、主にどこに使用されているかは(第二面)の図1・2および、「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)を参考に判断して下さい。また、使用されている建材があれば下表の記入欄に○印を付けて下さい。なお、記載以外の使用箇所がある場合は、その他の欄に書き加えて○印を付けて下さい。			
記入欄	製品名	アスベスト製品製造時期の目安	使用箇所
	・岩綿吸音板：石綿含有	1986年頃以前	天井材
	・ビニール床タイル：石綿含有	1986年頃以前	床材
	・押し成形セメント板：石綿含有	2004年9月以前	非耐力壁及び間仕切壁
	・住宅屋根用化粧スレート	2004年9月以前	屋根用
	・窯業系サイディング	2004年9月以前	外装
	・石綿含有繊維強化セメント板(波板)	2004年9月以前	屋根及び外装
	・石綿含有繊維強化セメント板(平板)	2004年9月以前	屋根及び外装
	・石綿セメントけい酸カルシウム板(第1種)	1994年頃以前	内装、軒下
	・バルブセメント板	2004年9月以前	外装及び内装、軒下
	・石膏スラグ板	2004年9月以前	外装及び内装、軒下
	・上記建材を除く、重量0.1%超のもの		( )
	・その他( )		( )

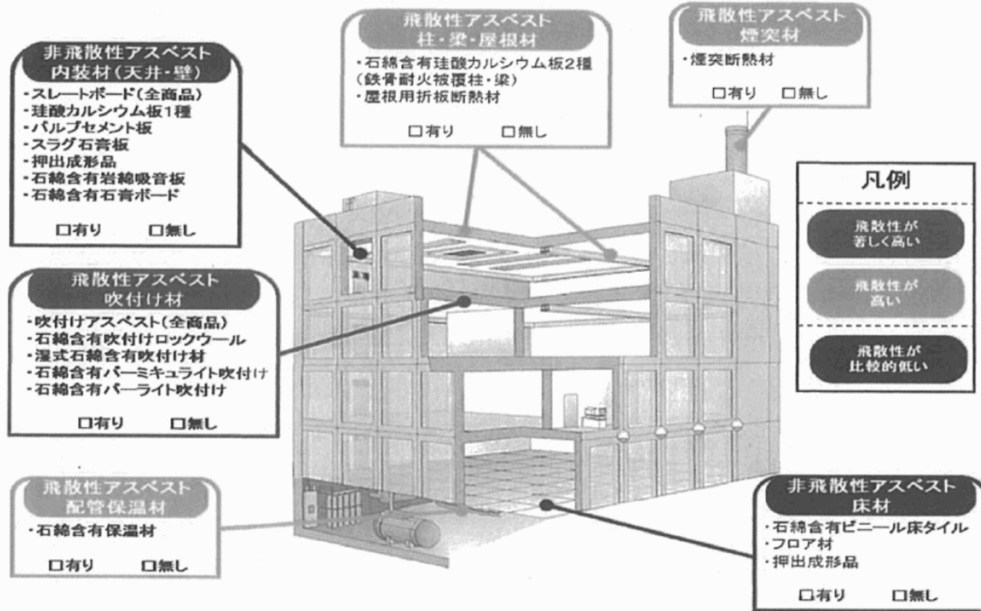
※ アスベスト含有建材の製品名と製造時期については、「石綿(アスベスト)含有建材データベース」(国土交通省/経済産業省)を参考にして下さい。



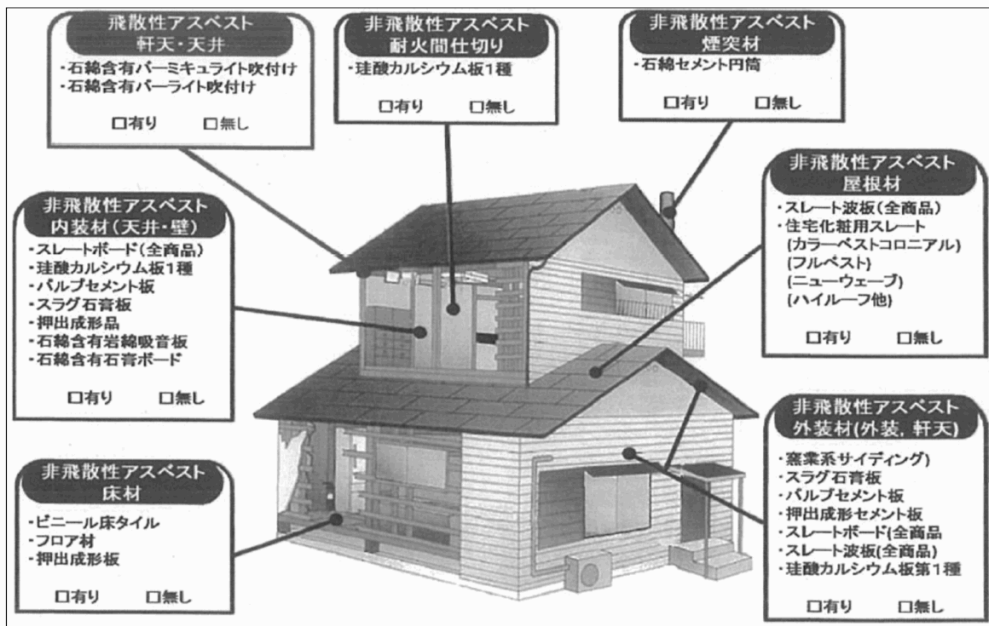
(第二面)

4 アスベスト含有建材廃棄物の処理方法  
(該当するものに○印をつけ、必要事項を記入してください。)

運搬	自社	委託 (業者名: _____)
処分	自社	委託 (業者名: _____)



(図-1)



(図-2)

アスベスト含有建材の撤去作業・処分の際の注意事項

1. アスベスト含有建材の撤去

- (1) アスベスト含有建材の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去にさきがけて行う。
- (2) 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともにガラスの破損箇所または換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。
- (3) アスベスト含有建材の撤去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト含有建材を撤去する場合は、できる限り原形そのまま撤去する。
- (4) 撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト含有建材を常に湿潤な状態として作業を行う。
- (5) 撤去作業中には、防じんマスク、防護メガネおよび作業衣を着用させる。
- (6) 撤去作業後、アスベスト含有建材の破片、破断粉および作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃および後片付けを十分に行う。

2. アスベスト含有建材の集積・運搬等

- (1) 撤去したアスベスト含有建材の集積および積み込みに当たっては、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。
- (2) アスベスト含有建材の破碎は、原則禁止されているが、運搬車両に積み込むためにやむを得ず切断等が必要な場合には、十分に湿潤化した上で、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
- (3) 撤去したアスベスト含有建材を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には囲いを設け、かつ、見やすい箇所にアスベスト含有建材の保管場所であることを表示を行う。
- (4) アスベスト含有建材の運搬に当たっては、他の物と混合するおそれのないように中仕切り等をし、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
- (5) アスベスト含有建材の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が確実に行われたことを確認する。

3. アスベスト含有建材の処分等

- (1) アスベスト含有建材は、産業廃棄物として安定型または管理型最終処分場（その他環境大臣が定める処理方法）で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト含有建材であることを明示する。
- (2) 撤去されたアスベスト含有建材の処理を他人に委託した場合は、マニフェストの写しにより適正に処理されたことを確認する。

様式第9号（第14条関係）

森町空家住宅等除却費補助金交付額確定通知書

第 年 月 日  
様

森町長 印

年 月 日付で提出の森町空家住宅等除却費補助事業完了実績報告書について、審査及び現地検査の結果、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、森町空家住宅等除却費補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

様式第10号（第15条関係）

森町空家住宅等除却費補助金交付請求書

年 月 日

森町長 様

交付決定者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け第 号で補助金額の確定のあった森町空家住宅等除却費補助金について、森町空家住宅等除却費補助金交付要綱第15条に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

フリガナ					
口座名義人					
金融機関名	支店名				
預金種目	口座番号				
普通・当座					

※注意事項

1. 口座は交付決定者本人名義のものに限ります。
2. 印鑑は補助金交付申請の際に使用したものを押印してください。
3. 金額の訂正はできません。

様式第 1 1 号（第 1 7 条関係）

森町空家住宅等除却費補助金交付決定取消通知書（兼）補助金返還命令書

第 年 月 日  
様

森町長 ⑩

年 月 日付け第 号による森町空家住宅等除却費補助金の交付決定を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し交付した補助金について下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助金返還金額 円
- 2 取消しの内容
- 3 取消しの理由
- 4 返還すべき補助金は、別に町長が発行する納入通知書により、期限までに納付すること。

様式第1号(第7条関係)  
様式第2号(第8条関係)  
様式第3号(第8条、第11条関係)  
様式第4号(第9条関係)  
様式第5号(第9条関係)  
様式第6号(第11条関係)  
様式第7号(第12条関係)  
様式第8号(第13条関係)  
様式第8号の1(第13条関係)  
様式第8号の2(第13条関係)  
様式第9号(第14条関係)  
様式第10号(第15条関係)  
様式第11号(第17条関係)